

上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領変更箇所

上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（2020年2月7日改訂版）の、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
1	<p>IV. 経営管理体制等について</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>5. 適時開示体制について</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">11. 最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置及び当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況について</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">既上場会社においては、最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置(特設注意市場銘柄の指定、改善報告書の徴求)の内容(当該措置を受けた時期及び理由を含みます。)について記載してください。</p>	<p>IV. 経営管理体制等について</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>5. 適時開示体制について</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 最近3年間及び申請事業年度に適時開示上において受けた措置</p> <p>既上場会社においては、最近3年間及び申請事業年度において金融商品取引所より適時開示上において受けた措置(改善報告書の徴求等)の内容(当該措置を受けた時期及び理由を含みます。)について記載してください。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(新設)</p>

ページ	新	旧
	<u>また、金融商品取引所より実効性確保措置を受けている場合には、当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況を記載してください。</u>	

以上